

パートタイム・有期雇用労働法で 正社員とパート・有期労働者の間の 不合理な待遇差は禁止されています

スタート

1 パートタイム労働者・有期雇用労働者はいますか？

いる

いない

2

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の基本給や賞与、手当などの待遇に違いはありますか？

対応の必要はありません。将来雇用の予定がある場合は、準備をしておきましょう。

ある

ない

今すぐ対応すべき課題はありません。

3

待遇に違いがある場合、待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明することができますか？

その待遇の違い、労働者に説明できますか？



単に「パートだから」「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的理由では、待遇の違いについての説明として認められません。



正社員と同じ仕事を
しているのに…
正社員と同じように
手当はもらえない
の？

説明できない

説明
できる

労働者から説明を求められたときに待遇の違いの内容や不合理な待遇差ではない理由について説明できるよう、整理しておきましょう。

4

待遇の違いが不合理であると判断される可能性があるので、不合理な待遇の違いの改善に向けて、取組を進めましょう。

同一労働同一賃金ガイドラインのポイント

ガイドラインにおけるそれぞれの待遇のパターン

同一労働同一賃金ガイドラインは、「正社員(無期雇用フルタイム労働者)」と「パートタイム労働者・有期雇用労働者」との間で待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示したものです。

パターン1

同一の〇〇を支給しなければならない。
通勤手当、出張旅費、食事手当、慶弔休暇、健康診断に伴う勤務免除及び有給の保障、病気休暇、
夏季冬期休暇

(赤字が令和8年10月に新規追加や記載を充実した待遇)

パターン2

同一の業務を行う場合は、同一の〇〇を支給しなければならない。
特殊作業・特殊勤務手当、精皆勤手当、時間外・深夜・休日手当、単身赴任手当、地域手当、
福利厚生施設、社宅、法定外有給休暇、安全管理措置、
無事故手当

パターン3

同一の業務を行う場合は、同一、相違がある場合は、相違に応じた〇〇を支給しなければならない。
基本給(昇給)、役職手当、教育訓練、
賞与・退職手当

パターン4

相応に継続的な勤務が見込まれる・勤務した場合は、同一の〇〇を支給しなければならない。
家族手当、褒賞、
病気休職・休暇に係る有給保障
転居を伴う配置変更の有無に応じて支給される場合、同一の〇〇を支給しなければならない。
住居手当

同一労働同一賃金への対応を
どのように進めたらよいかわからない

⇒ 次頁をご覧ください



R8.9

不合理な待遇差について、何も対策をしない場合、裁判で法違反と判断される可能性もあります。

どう対応したらいいの？

次の3つのうち、いずれかの方法で自社の雇用管理を点検し、取組を進めてください。

1 「取組手順書」を使用する



「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」を印刷し使用。



2 「分析シート」を使用する

自社の雇用形態間の待遇差に関する分析シート（例）（シート1）

注：この分析シートはあくまでも参考であり、ボタンの項目は例示に過ぎません。企業の状況、業種により追加、削除が必要があります。最終的に合理的・不合理的であるかは法廷の判断になります。

雇用形態	就業時間	労働時間	労働内容	給与	福利厚生	その他の事項
正社員	フルタイム	80人	1. 営業所の開発・維持 2. 顧客の対応 3. 商品の企画・開発 4. 商品の生産・販売 5. 商品の配送・販売	1. 基本給 2. 基本給 3. 基本給 4. 基本給 5. 基本給	1. 社会保険 2. 社会保険 3. 社会保険 4. 社会保険 5. 社会保険	1. 退職金 2. 退職金 3. 退職金 4. 退職金 5. 退職金
パート社員	パートタイム	20人	1. 営業所の開発・維持 2. 顧客の対応 3. 商品の企画・開発 4. 商品の生産・販売 5. 商品の配送・販売	1. 基本給 2. 基本給 3. 基本給 4. 基本給 5. 基本給	1. 社会保険 2. 社会保険 3. 社会保険 4. 社会保険 5. 社会保険	1. 退職金 2. 退職金 3. 退職金 4. 退職金 5. 退職金
アルバイト	パートタイム	10人	1. 営業所の開発・維持 2. 顧客の対応 3. 商品の企画・開発 4. 商品の生産・販売 5. 商品の配送・販売	1. 基本給 2. 基本給 3. 基本給 4. 基本給 5. 基本給	1. 社会保険 2. 社会保険 3. 社会保険 4. 社会保険 5. 社会保険	1. 退職金 2. 退職金 3. 退職金 4. 退職金 5. 退職金

「岩手労働局ホームページ」「雇用環境・均等室」ページ
「パートタイム・有期雇用労働法」の「パート有期法分析シート例」及び「分析シート用紙」をダウンロードし使用。



3 「サイトのチェックツール」を使用する

「多様な働き方の実現応援サイト」の「パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール」を使用。



支援策はあるの？

「岩手働き方改革推進支援センター」をご利用ください

労務管理等の専門家が、同一労働同一賃金に向けた賃金規定の見直し、就業規則の作成方法、助成金の活用等についてアドバイスを行っています。相談、利用は無料です。

TEL 0120-576-073

受付時間 平日 9:00 - 17:00（年末年始除く）
（厚生労働省委託事業 委託先 岩手県社会保険労務士会）



多様な働き方の実現応援サイト

パートタイム・有期雇用労働法の解説動画や企業の取組事例を掲載しています。また、上記対応方法③「パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール」を掲載しており、待遇改善に向けてどのように取り組むべきか確認することができます。



厚生労働省
同一労働同一賃金特集ページ

参考資料がダウンロードできます！
○同一労働同一賃金ガイドライン
○パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書
○不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル
○職務評価を用いた基本給の点検・検討マニュアル

